

第11章 そ の 他

離島高校生修学支援事業	107
-------------------	-----

離島高校生修学支援事業

高等学校のない離島に居住し、島外の高等学校などへの通学に対する支援事業を行っている。

(1) 対象

高等学校が設置されていない離島に居住し、島外の高等学校等に通学する生徒と同居する保護者で、生徒の通学に要する経費を負担している者

(2) 対象経費

生徒の通学に必要な船舶に係る定期乗船券等の購入経費

(3) 補助金額

通学定期乗船券購入経費等の2分の1

